

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和6年5月17日

静岡県知事職務代理人

静岡県副知事 森 貴 志

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 入札番号  
文富第20号
- (2) 業務名  
令和6年度富士登山者実態調査業務委託
- (3) 業務場所  
富士山富士宮口五合目、御殿場口新五合目及び須走口五合目
- (4) 業務概要  
目視による富士登山者実数調査等
- (5) 業務期間  
契約日から令和6年9月30日まで
- (6) 入札方法  
総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 静岡県における一般業務委託に係る競争入札参加資格のうち、「調査」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。
- (2) 静岡県内に本社、支社又は営業所を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定の時までの期間に、静岡県における一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下イにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

### 3 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す方法により入札参加資格確認書類を令和6年5月28日（火）午後5時までに、入札説明書の交付場所に提出しなければならない。

### 4 仕様書及び入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

#### (1) 交付期間

公告の日から令和6年5月24日（金）までの平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

#### (2) 交付場所

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県スポーツ・文化観光部文化局富士山世界遺産課

電話番号 054-221-3746

#### (3) 交付方法

無償交付で直接行うものとする。

### 5 入札手続等

#### (1) 入札執行日時

令和6年6月3日（月）午前10時00分

#### (2) 入札の場所

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県庁東館10階スポーツ・文化観光部第二会議室

#### (3) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

#### (4) 入札保証金及び契約保証金

免除

#### (5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札又は入札説明書及び競争契約入札心得において示した条件等に違反した者のした入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は入札説明書による。